

天理市告示第78号

地方公営企業法（昭和27年法律第292条）第33の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「下水道使用料」という。）の徴収及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

天理市長 並 河 健

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

住所 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404-7

2 指定をした日 令和7年4月1日

3 委託をした日 令和7年4月1日

4 委託した事務の範囲

下水道使用料の徴収及び収納事務